

## 平成 28 年度兵庫県環境審議会大気環境部会(第 2 回) 会議録

日 時 平成 28 年 9 月 26 日(月)10:00~12:00

場 所 ラッセホール5階 サンフラワー

- 議 題
- (1) 2030 年度の温室効果ガス削減目標(案)について
  - (2) 2020 年度及び 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標(案)について
  - (3) 適応策基本方針(案)について
  - (4) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画(仮称)」骨子(案)について
  - (5) その他

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	足立 誠	委 員	河原 一郎
	委 員	小林 悦夫	委 員	近藤 明
	委 員	堂本 艶子	委 員	吉武 邦彦
	特 別 委 員	小谷 通泰	特 別 委 員	住友 聰一
	特 別 委 員	新澤 秀則	特 別 委 員	福永 征秀
	特 別 委 員	森山 正和	特 別 委 員	山根 浩二

欠席者	委 員	足立 光平	委 員	大久保 規子
	特 別 委 員	山村 充		

欠 員 なし

### 説明のために出席した者の職氏名

環 境 管 理 局 長	春名 克彦	温 暖 化 対 策 課 長	小塩 浩司
温暖化対策課副課長兼推進班長	吉村 陽	温暖化対策課計画班長	森田 敬祐
温暖化対策課計画班主査	仲川 直子		

その他関係職員

### 会議の概要

開 会(10:00)

- 冒頭 春名環境管理局長から挨拶がなされた。
- 森田温暖化対策課計画班長から委員 13 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

- 事務局（小塩温暖化対策課長）から、事業者の個別の取組にも言及する可能性があることから、審議会を非公開としたいとの提案があり、採決の結果全会一致で採択がなされた。

## 審議事項

### 議題(1) 2030年度の温室効果ガス削減目標（案）について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料1～2)

(主な発言)

(吉武委員)

資料1について説明があったが、国の26%の内訳の産業部門の削減量は4億2,900万tから4億100万tということで、国全体で2,800万tというふうに値踏まれているが、県が今回の案として出している目標では、4,600万tから3,600万tということで1,000万t。つまり国が26%の目標を達成するために産業界で削減しようとしている2,800万tに対して1,000万tなので、県だけで3分の1を削減するという計算になっている。排出量は国全体の11%程かと思うが、それに対して3倍程の目安になっている。

もともと県の第3次温暖化防止推進計画で2005年から2020年という目標が設定されていたと思うが、その実績がどうだったのか。あるいは国全体で2005年から2020年としているのに対し、中間の2013年はどうなのかという割合からいうと、国全体では産業界で増え、県でも増えるという計画になっていたと思う。それに対して国や県等にしても、それを大幅に上回って達成し、前倒して産業界も達成していくというような状態だと思う。もうできる限りのことをやっていると思うが、それ以外では増加している分野が非常に多い中で、産業界では達成している。さらに、国の目標2,800万tは産業界としてできる限りの低減対策が織り込まれた中で、県だけで3分の1を果たして達成できるのかどうか。その根拠がヒアリングを実施する中で出てきたということではないか。

(温暖化対策課長)

こちらも意外であった部分であるが、国の目標は、産業界を含むどの分野においても微増という目標が組まれており、当然すう勢としては微増だと理解していたが、具体的にヒアリングをする中で、微増であった企業は1社だけであり、あとの企業からは右肩下がりを食い止めるのが精一杯だという話をいただき、微増だと見込んでいたものが正しいのかという疑問を抱いた。本来激減するところをなんとか企業が努力して微減にするのが精一杯だという切実な話を聞かせていただいた中で、今回の県の削減見込みでは、国の目標では微増と見込んでいるが、実は県内企業については微減でよいのではないかという結論に達した。例えば0.5%毎年増えていくというのが、0.5%毎年削減ということになれば、17年間で大幅な違いが出てくることになる。その辺りは企業の生の実感ということで反映さ

せてよいのではないかという大きなインパクトがあった。

その他企業の話の中では、既に設備を統廃合ということで公表されている部分もあり、現実には設備能力はあるが、例えば、その前処理・後処理の部分でそれだけの生産量がないということで能力を落としており、本体能力では100の能力があるが、前処理・後処理の部分で、今後設備を80で更新していくというような具体的な話も聞かせてもらった。それらを二酸化炭素の削減量としてカウントした結果、我々が想定していたより削減が進んでいくのではないかという取りまとめを行った。

(吉武委員)

なぜ国の3分の1相当が削減されるのかということに対して回答をいただけなかったと思う。もう一点質問だが、2030年度の県対策による追加削減量が産業の削減率20%のうちの半分以上を占め、それが上乗せ分だと思うが、これは2005年から2020年度の間も同様の取組をされてきたと思うが、その目標に対してこれまでの8年間で思うような結果が得られて、その延長線上でこれだけ削減できるということになっているのか。

(温暖化対策課長)

2013年度の速報値になるが、3.3%の削減となっている。この度の県の2020年度の目標が6%となっているので、仰るとおり産業界については順調に削減が進んでいると考えている。ただし2030年度に向けては、ただ単に延長線上ということではなく、法制度も変わることが予想され、企業の取組はさらに進んでいくと思われる。特に大企業については、常に目標を上回るような勢いで温室効果ガスの削減には取り組んでいくと思われる。あるいは県も可能な限り、それらの取組を応援できるような支援策を盛り込んでいくと考えている。

(小林委員)

国が出している削減量の計算方法がよく分からない。排出量そのものは、いわゆる業界別の出荷額に対して排出原単価を掛けて合計を出していると思われる。それに対し削減量については、実際に様々な削減対策を並べて各々の削減項目ごとに、それをやればどの程度下がり、それが業界全体ならこの程度下がるという計算をし、削減量を算出していると聞いている。ところが、私が委員として参加している経団連の実施行動計画で業界別ヒアリングを行うと、このヒアリングの中で業界が出している数値は国が出した削減量と比較し多くなっている。

それに加え前から疑問に思っていたのだが、ずっと昔になるが、各県が国を無視して削減計画を作っていた時期がある。この時、東京や大阪、兵庫等の都道府県がそれぞれ削減量を出していたが、それらの数値と国が出していた数値がマッチングしない。なぜかというと、大きな県の数値を何県か足しただけで国の削減量を上回ってしまうからである。ど

うもそこには計算上のズレがあるように思う。前日も発言させてもらったが、各県で計画を作る際には、あまり数値を気にしない方がよいと思う。国の数値に対し、県はどうだという議論をしても仕方がないと思う。

もう一点は、国の数値を計算し県にブレイクダウンした時に、先ほどあったとおり全体の削減量が17.4%で、国が23.4%となっており、この間に6%近い差がある。この違いはどこから生じているかをみると運輸部門となっている。すると、全国的に各県の対策に差があるとは思えないのに、なぜ兵庫県に関しては運輸部門の数値が下がらないのかが気になる。その理由が分かっているなら教えてほしい。

(温暖化対策課長)

運輸部門の温室効果ガスの排出量については、県内の運輸に関する燃料の販売量のトータルとなっている。実際のところ、車はガソリンや軽油を入れて全国いたる所を走っているため、どこで消費されたかを把握することができないので、県内の燃料の消費量としてカウントせざるを得ないというのが現状である。ただ、ハード・ソフトを踏まえて、今後は運輸部門についてテコ入れできると思うので、削減していくことができると考えている。

(新澤委員)

私も先ほどの質問と同じ疑問を感じている。国の計画に基づく削減排出量は、県の場合トータルで吸収量を含まない場合、マイナス17.4%であるのに対し、国はマイナス23.4%となっており、この差はどこで生じるのか疑問に思う。産業部門は県の方が多いため、国よりも大幅に削減すれば、全体としては、より県の方が大きくなるのではないかと思う。

運輸部門については、県内の燃料販売量で試算しているからあまり減らないということだったが、もう少しどのような計算をしたのか等も確認したいし、その他影響している部分があれば教えていただきたい。

また、すう勢の数値について、企業ヒアリングされた結果と仰っていたが、すう勢で減っていくというのは専らの見方だが、そのような数値は経済が落ち込んでいるととらえられる恐れがあるので、国は出せないと思うし、県も同じような立場だと思う。すう勢を推定し、そこから減った分だけクレジットを発行できるCDMというものがあるが、それと同じで、すう勢を大きく見積もるほど削減量が大きく出るので、県の場合は国よりもすう勢に関して少し違和感を感じる。

(温暖化対策課長)

すう勢に関しては私も一時同じ考えがあった。ただ、すう勢といった時には国の方向性で考えざるを得ないと思うし、すう勢自体も間違えているということも言い辛い部分もあるので、国の見込みを尊重しないとイケないと思う。しかし一旦はそうするが、個別企業はそうではないという部分については、県の独自性、これからの見込みというものを細かく

フォローしていくのが県の仕事かと考えているので、県施策という整理をした。

運輸部門における国との違いについては、先ほど申し上げたように県内の燃料等の販売量からカウントしているのので、例えば航空機の燃料等については、国でカウントしているのに対し、県としては捕捉できていない。現在も国レベルでは一定の割合を占めていると思うが、県の現状としてカウントできていない。

(小林委員)

それは逆ではないか。カウントできていなければ国より低くならなければいけないはず。

(温暖化対策課長)

削減量ではなく削減率という意味で申し上げた。削減率が国に及ばないというのは、それ以外の部分が若干影響しているのではないかと考えている。取組内容を再精査したい。

それ以外の部門については全体の話になるが、国と同じことをやっけていて国に届かないということでは、県の特性としてエネルギー転換部門については、今後新たな石炭火力発電の進出などを見込んでいるため、本来国が減ると見込んでいる部分で、県では増えざるを得ないというのが影響していると考えている。

(吉武委員)

産業部門における県対策の概要について、ここに書かれている項目は既に国の削減量の積み上げの際に盛り込まれているとしか思えない。なので、それに対してさらに上乘せできるという理屈が分からない。

また、例えば今回の 2030 年度の削減目標の産業部門で目標を達成できなかった場合、誰がどのように責任をとるのかというのが大きな疑問。もし達成できないのであれば、生産量を例えば 10%減らす等、県内生産量を削減してまで達成しなければならないのか。

(温暖化対策課長)

国の削減目標としては 26%が国際公約となっているので、それに対してはいろいろな責任が出てくると思うが、県の削減目標はそれと同じレベルではないと思う。産業部門の削減について、国の計画の中で単純に按分できないものについては、企業ヒアリングの中で他府県では当てはまるかもしれないが、兵庫県の企業ではこの施策は当てはまらないと整理したものについては引いている。

また、小林委員からご指摘があったように、重複があるのではということで、国に問い合わせたところ、重複があるという回答があった。それを受けて、こちらで重複があるだろうと思われるものを差し引いたものが、国計画に基づく産業部門の削減策になっている。その中で県として施策を組んでいる部分、あるいは補助をこれから実施しようとしている部分については、国に飲み込まれていない県の上積み部分としてカウントすることができ

るのではないかと考える。

あわせて大きく変わるのは、先ほども申し上げたように、国がそもそも微増だと見込んでいるすう勢が、どこまで県内企業に当てはまるのかということについては、今後の状況を聞きながら計画に反映していきたい。

(吉武委員)

それは国の部分は責任があり、県の部分は別であるということか。

(温暖化対策課長)

言葉足らずだったが、要はきっちりと県施策を2030年に向けて、今後企業で二酸化炭素の排出削減が進むような方向性で取組を積み上げていくのが県としての務めであると考えている。

(吉武委員)

それを踏まえ具体的に説明してもらいたいのだが、資料2の条例に基づく指導・助言により二酸化炭素が3,649kt減るとあるが、実際にどうすれば減るのか。

(温暖化対策課長)

指導・助言が具体的なものと言えるのかという疑問を持たれるかと思うが、一番大きな部分は、将来2030年度に向けて各企業が国の言うように微増と見込んでいるのかどうか、そうではなく微減として見込んでいるのかによって大きな違いが出てくるというのが一点。

もう一点は、具体的には設備の統廃合を検討している企業もあるので、その部分に関しては一旦減るものとし、大きく削減ができると考えている。ただし、2030年度までの間に新規事業を立ち上げる場合や新たな企業が進出する場合は、現在の計画通りにいかない部分もあるであろうが、大きく見れば現在の方向で削減が可能ではないかと見込んでいる。

(鈴木会長)

先ほども説明があったように、産業部門の数字で最も大きいのは指導・助言となっている。これが正しくない恐れもあるが、要するに産業構造の変化によって日本では使えなくなった設備がたくさんあるということではないのか。県の指導によってではなく、世界の産業のすう勢としてそれらが浮かび上がってきており、結果それによる二酸化炭素の削減量が大きいということなので、ここでは世界の産業構造の変化に基づく設備の稼働率の低下としておくほうがよいのではないかと。

(温暖化対策課長)

書き方を工夫したいと思う。説明した削減量の内容については、仰った内容で間違いな

い。

(新澤委員)

資料2で、京都議定書の第二約束期間から規制対象となった $\text{NF}_3$ という新しいガスがあるが、それについて把握しているのか。

(温暖化対策課長)

データが欠落していたので、合わせて加えさせていただく。

議題(2) 2020年度及び2030年度の再生可能エネルギー導入目標(案)について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課副課長兼推進班長)の説明を聴取した。(資料3～4)

(主な発言)

(住友委員)

再エネ導入目標の内訳で、基本的には非住宅用太陽光発電がメインになっているとのことだが、太陽光発電の許認可について、規制法上の問題があると思う。パソコンの排熱用ファンは、夏には朝6時の日の出より前の4時半頃から稼働する。業務用のメガソーラーを設置した近隣に住宅があれば、苦情が出る恐れがある。規制法上では22時から6時が夜間となっているので、4時半からの音については夜間の騒音にあたる。夕方についても夕方6時頃に日没した後、7時半まで冷却のためにファンが稼働するので、規制法上でいう夕方の規制値にかかることになる。事業所は敷地境界線での騒音規制として県条例の50条に係る場合があると思う。パソコンの設置場所を配慮すれば問題ないが、業務用の場合は基本的に電柱の側に取り付けることになっているので、その近隣に住宅があれば迷惑が掛かってしまう。以上を踏まえて、太陽光発電設備に関しては勝手に作ってもよいのか、図面を確認し、パソコン位置のチェック等を行っているのか教えてほしい。

また、風力発電については今後洋上風力発電が国・県でも活用されることになると思うが、その場合浮体構造になると思う。例えば、閑空の飛行場を建設する際にも浮体による案は出ていたが、現在何故進んでいないかが疑問。世界的な傾向でみると、その他の再エネと比較し風力発電はかなり進歩している。なのに何故洋上風力発電の導入が進んでいないのか教えていただきたい。

(温暖化対策課長)

まず、洋上風力発電については、ご存じの通り着床式と浮体式があるが、現在実用段階にあり、普及が進んでいるのは着床式であり、水深30m未満の場所で採用されている。県では今年、淡路の洲本沖で浮体式の組立てが行われ福島へ運ばれたが、その設備の場合、

構造物は水面下 33mに及ぶものであったため、少なくとも水深 33m以上の場所での設備になると思う。また、事業全体の費用としては約 30 億円と聞いている。

県で設備導入を行う場合は実用が進んでいる着床式になると思われる。現在洲本市の五色沖では、国の補助を用いて風況調査を行っており、5 MW のものを最大 20 基導入する計画になっており、風況調査の結果を見てできるとなれば、すぐに事業化へ進む勢いで取り組んでいる。浮体式洋上風力発電については未だ実証段階としているので、日本海側への導入については、採算性等の面でまだ無理があると考えている。着床式であれば 2030 年度までには日本海においても導入の可能性はあるが、浮体式については県ではまだ先の話だと考えている。

非住宅用太陽光発電のパワコンについては、周りの住宅も含めた設置場所という検討項目は設けておらず、騒音の問題については近隣との協議になると考えている。実際非住宅用太陽光発電については周辺からの苦情が多いので、委員の観点については FIT 法の問題点として国へ要望する機会に検討したい。

(近藤委員)

太陽光発電は再エネの中でも主要なものであると思うが、ここでの導入見込みについては FIT がどうなるのか、太陽光発電の設備価格をどう考えるかによってどうにでもなると思う。この導入見込みでは FIT は継続していると想定しているのか。

(温暖化対策課長)

この時点では価格の変動があったとしても、FIT は継続しているという前提で考えている。ただ、利用法については買取価格は次第に低下しているので、今後は自家消費型が増えると考えている。特に住宅用については買取価格と購入価格が近接しており、そこへ賦課金が掛かるとほとんど変わらない状況になっているので、中小規模の太陽光発電や住宅用については、自己消費型も含めて一定量普及すると見込んで積み上げを行った。

(小林委員)

先ほど指摘のあった騒音問題については、国に要望する前に、県のアセス条例に組み込めばよいのではないかと。他府県では検討中と聞いているので県でも検討されてはどうか。例えば、ごみ発電など他の設備に付帯してアセス対象になっているものもあるが、太陽光発電や風力発電は独立設備なので現状ではアセス対象にはなっていない。よって条例のアセス対象の事業に組み入れる必要があるのではないかと。

(温暖化対策課長)

補足させていただくと、環境省のデータでは、既に 30 以上の府県でアセス対象になっているとある。兵庫県については現在アセスの対象となっておらず、様々な場面でそのよう

な話が出ることも予想されるので、検討していきたい。

(環境管理局長)

他府県の場合は土地造成の絡みで風力発電に取り組んでいるので、最低でも 20～30 ヘクタールのレベルの大きな設備になるとアセスの対象となっているが、先ほどの意見にあったそれ以下の設備も含むとなると、どの規模まで対象とするのか、他の土地造成の場合は対象としないとする、太陽光発電だけ対象とするのか等バランスを検討していく必要がある。また、私は騒音などの問題を扱う水大気課と、温暖化対策のために再エネ導入に取り組んでいる温暖化対策課の両方の立場であるが、アセスの対象としてしまうと検討に 2～3 年必要になってしまい、先ほど委員の意見にもあったように、FIT における 2、3 年先の買取価格がどうなるか分からない中で、事業者の立場になるとほとんど太陽光発電に取り組めなくなる恐れもある。そういったことも含めて今後検討していくべき課題として認識したい。

(温暖化対策課副課長兼推進班長)

先ほど太陽光発電の図面上のチェックが入るかというご質問をいただいたが、ちょうど来年の 4 月 1 日から改正 FIT 法が施行される。その中で、法律や条例の遵守も規定がなされているので、当然騒音の法令に触れるということであれば、事業計画書を提出することになるが、その中でチェックするのではないかと思う。具体的な運用については、経産省の方から情報が出てくるのではないかということで注視している。

(足立委員)

非住宅用太陽光発電の関係で、台風が巨大化する中で、どの程度まで洋上風力発電設備は耐えることができるのか。また、そのような想定はなされているのか。また、ある程度巨大化してくると、太陽光発電も破壊され、廃棄パネルも増えると思うが、どのように受け入れしていくのか。

(温暖化対策課長)

これからも巨大化が懸念される台風について設備的にどの程度まで耐えられるのかという検討については、メーカーによると先ほどお話しした福島沖へ運んだ洋上風力発電の場合、羽根自体が折れるような風速の台風になればどうなるのかという突っ込んだ質問はしていないが、一定以上の風速になれば、羽根の回転の停止や、羽根の向きが変わる等の発電を止めるような安全対策がなされているとのこと。

太陽光発電の廃棄については国でガイドラインがあり、それに基づき一定の資源として活用するように指導していくと考えている。それに加え、今回改正された FIT 法では認定の際、撤去を含めた事業計画をするように撤去のための経費の積立等を一定担保して認定

することになっているので、設備が放置されることが抑制されるのではないかと考えている。

(山根委員)

太陽光発電について積算するときに、既設の太陽光発電が劣化し発電量が落ちると思うが、それを見込んで積算しているのか。

(温暖化対策課長)

一般的にとしか考えていないが、20年経過したものがすぐに廃棄されるとは考えておらず、メンテナンスがされたものについてはより長期間維持されると見込んでいるが、当初より20年で8割程度まで発電容量が減るのではないかと見込んでいる。ただし、今後増えていく部分で、我々が前回計画を作った際には、太陽光発電の稼働率は12%程度と見込んでいたが、厳密に調査をすると稼働率がより高くなっていたので、ある程度上下の幅を持って積み上げられるのではないかと考えている。今回は導入部分を積算したものとなっている。

議題(3) 適応策基本方針(案)についてと

(4) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画(仮称)」骨子(案)について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課計画班主査)の説明を聴取した。(資料5～6)

(主な発言)

(森山委員)

適応策の「健康」に対する取組について、最近熱中症が取り上げられる機会が多いのでここで分類されているように「伝」で整理するのはそれでよいと思う。ただし「ヒートアイランド現象の観測・調査」については、例えば、気温の上昇の幅が大きい場所で熱中症の発生頻度が高いというように熱中症との関連性が大きいと思うので、別の項目として整理するのではなく熱中症と関連づけて整理してほしい。

またヒートアイランドについては、適応策ということで地域別の熱環境の対応や、建築物に関しても同様の対応が必要とも考えられるので、「知」として整理される「観測・調査」だけでなく、街路樹の整備等の「対」についても追記してほしい。

(温暖化対策課計画班主査)

ヒートアイランド現象の観測・調査の項目について「知」のみ記載しているが、ヒートアイランドについてはP7(5)の「暑熱による生活への影響に関する取組」の全てに関連すると考えており、仰った都市域の緑化の推進や建築物に関しての省エネ型ビルの普及促

進等を、「人工排熱」の低減の中で「対」としている。

現状ではヒートアイランドと熱中症の関わりが分かりにくいので、書きぶりについて検討する。

(吉武委員)

現状の県の温室効果ガス総排出量の部分で、前回の第3次計画の場合は、温室効果ガス排出量の推移として、それぞれの部門ごとの推移が分かるグラフになっていたが、今回は部門ごとの構成比が示された円グラフになっている。ここには第3次計画の基準年度である2005年度比で0.8%減であることが分かるように、部門ごとの2013年度の排出量とその2005年度からの削減率を記載した方がよいのではないかと。温室効果ガスの総排出量がどうなっているのか、特に業務部門や家庭部門については、業務部門では非常に増加し、家庭部門ではほとんど減少していない中で、業務部門、家庭部門については半減程度にするという問題意識を表現する必要があるのではないかと。産業部門が6割超を占めているのは表からも分かるので、総排出量という意味ではそのような表現が必要ではないかと思う。

(温暖化対策課長)

その辺りについてはもう少し分かりやすくする必要があると思うので、趣旨に沿って検討する。

(新澤委員)

基本方針の対象期間について、前回の私の意見である優先順位については適応計画の部分で検討するということがあったが、既に基本方針(案)の中でも優先順位のようなことが書かれていると思った。私の考えでは優先順位についてはなるべく基本方針の中で書いた方がよいと思う。どの辺りが優先順位についての記述になっているかということ、対象期間の中で、「温暖化の影響が把握されない中、当面の間の取り組むべき施策の方向性を示す」ということについては、因果関係100%というのは資料を積み重ねたところで到達しない中で、どういったことに優先的に取り組むのかということについては、既にここで言及していると思う。基本方針の中では基本的なことを掲げることが重要だと思うので、たとえ因果関係が100%明らかにならないとしても、既に様々な支障が出ているところについては、施策を明確に打ち出してもよいと思う。

また、様々な対策を打ち出しているが、この中に新規の計画は入っているのかお聞きしたい。

(温暖化対策課長)

優先順位については我々も苦労している。今回県民モニターのような調査も実施し、県民がどのような部分を重要視しているのかというデータをとることができたので、今後庁

内各部署との調整は必要だが、ここに書き加えているのは仰った意図も含んでいるので、書きぶりについて趣旨に沿って検討する。

施策については新規のものは挙げておらず、現段階では、既存の施策を適応策という切り口から囲い込みを図るという域を出ていないが、今後は来年度に向けて各部署で新規施策の検討をしているので、その中で取り込めるものについては、併せて取り込んでいきたいと思っている。

(河原委員)

こういった施策を打ち出す際に受ける立場からすると、県民としてこの施策を受けるとい立場と、事業者として受けるという立場があると思うが、その両者に向けた取組みを同時に発した場合に、受ける側がその意図を理解できるような伝え方の工夫が必要だと思う。ただ、事業者の場合は県民でない場合もあるので、そういった所にも配慮した伝え方を検討してほしい。

(温暖化対策課長)

当初作った際に、県が主体となった施策の場合、この施策は県民には関係ないのではないかという意見もあり、少しずつ改良を加えてきたが、やはり県民にやってもらわなければいけないこともあるので、そのあたりの書きぶりについて検討する。

閉 会(12:00)